

児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会
等への参加について（参考資料）

- 児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等
への参加について（通知）（27ス庁第142号 平成27年
10月30日）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

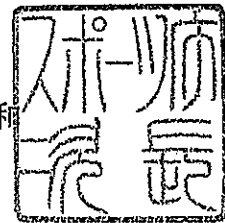
- 「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等
への参加について（通知）」等に関する周知及び留意事項
について（事務連絡 平成29年4月3日）・・・・ 7



27ス庁第142号
平成27年10月30日

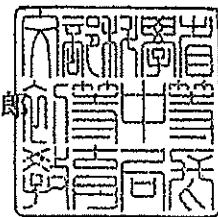
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
各指定都市市長
附属学校を置く各国立大学法人学長

ス ポ ー ツ 庁 次 長
高 橋 道 和



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
小 松 親次郎



(印影印刷)

児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への
参加について（通知）

児童生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけではなく、児童・生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するなど教育的効果は極めて大きいものです。

このような教育的効果が有効に発揮されるには、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童生徒が参加する運動競技は、引き続き、勝利至上主義に陥らず、その適正な実施及び参加がなされる必要があります。

平成32年に東京においてオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が開催されることとされており、今後、これらの競技大会及びこれらの競技大会に向けた選手強化合宿等に児童生徒が参加することが見込まれるところ です。

こうした状況を踏まえ、文部科学省において、児童生徒がオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの競技大会に向けた選手強化合宿等に参加するに当たっての配慮事項等を以下のとおり取りまとめました。下記事項に御留意の上、今後とも、児童生徒の競技活動が活発かつ適切に行われるよう御協力願います。

以上のことについて、都道府県及び指定都市教育委員会並びに都道府県知事にあつては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対して、国立大学長にあつては、その管下の学校に対し、御周知願います。

記

- 1 児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの大会に向けた選手強化合宿等（以下「オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等」という。）への参加については、児童生徒の個性・能力の伸長、競技力の向上の見地から、児童生徒の心身の発育・発達、学校教育への影響に配慮しつつ、体力に優れ、著しく競技水準の高い者に限って参加を認めるものであること。
- 2 児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等への参加が、当該児童生徒の心身の発育・発達の状況、学校教育への影響等を総合的に勘案し、教育上有意義であると認められる場合には、校長は、学校教育活動の一環として参加させることができるものであること。その際、授業への出欠については「出席」扱いとすることが適当であること。なお、この取扱は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月1日付け22文科初第1号）別紙1から別紙3における「指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる」とする取扱に該当するものであること。
- 3 学校においては、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等に児童生徒が参加するに当たっては、例えば各競技団体から児童生徒の活動等に関する事項を記載した書面を徴するなど、保護者や各競技団体と連携して、児童生徒がオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等に参加する状況を把握すること。

【本件連絡先】

スポーツ庁競技スポーツ課
電話：03-5253-4111（内線 2679）

小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等（抄）

Ⅱ 指導に関する記録

9 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

児童の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての児童につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。（以下略）

平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」より

別紙2

中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等（抄）

II 指導に関する記録

8 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての生徒につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした生徒については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。（以下略）

平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」より

別紙3

高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等（抄）

II 指導に関する記録

7 出欠の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入する。

なお、単位制による課程の場合においては、授業日数については、当該生徒の履修計画にしたがって出校すべき年度間の総日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 留学中の授業日数

校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入する。

(4) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。（以下略）

事 務 連 絡
平成 2 9 年 4 月 3 日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人主管課
殿

ス ポ ー ツ 庁 競 技 ス ポ ー ツ 課
文部科学省初等中等教育局教育課程課

「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について（通知）」等に関する周知及び留意事項について

児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの大会に向けた選手強化合宿等の参加に当たっての配慮事項等については、「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について（通知）」（平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日付け 2 7 ス庁第 1 4 2 号スポーツ庁次長・文部科学省初等中等教育局長通知。以下「本通知」という。）にてお知らせしているところです。

また、本通知に関しては、平成 2 9 年 1 月 1 8 日に開催された都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議において、上記通知の趣旨が学校等に確実に伝わるよう適切な周知をお願いするとともに、オリンピック・パラリンピック以外の競技についても、部活動において実施されているか否かにかかわらず、本通知に従い取り扱うことができる旨周知しているところですが、新年度になり、児童生徒の各種競技大会等への参加に関する申出や「出席」扱いに関する相談が新たに行われることも見込まれることから、都道府県及び指定都市教育委員会担当課並びに都道府県私立学校主管課にあっては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対して、国立大学法人主管課にあっては、その管下の学校に対し、改めて本通知の趣旨について御周知願います。

なお、本通知に係る事務の取扱については下記の事項に留意していただくようお願いいたします。あわせて、各学校における本通知に係る事務の適切な取扱に資するため、「Q & A」を作成しましたので、参考として送ります。これらについてもあわせて御周知願います。

【留意事項】

- 1 オリンピック・パラリンピック以外の各種競技についても、学校部活動において実施されているか否かにかかわらず、本通知に従い取り扱うことができるものであること。
- 2 校長は、体力に優れ、著しく競技水準の高い児童生徒から各種競技大会等への参加について申出があった場合、
 - ①児童生徒の各種競技大会等への参加に伴う教育的効果（生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力の育成、健康の増進、体力の向上、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感の育成等）を適切に把握した上で、
 - ②当該児童生徒の心身の発育・発達の状況
 - ③当該児童生徒の学校教育上の状況等について懸念される事項（各種競技大会等への参加が、当該児童生徒の心身の発育・発達に悪影響を与える可能性や当該児童生徒の学業や生活への支障等）がある場合、当該教育的効果とこれらの懸念される事項を照らし合わせる等の方法を通じて、各種競技大会等への参加が教育上有意義であるか否かを判断すること。
- 3 校長は、当該児童生徒の各種競技大会等への参加が決定した後のみならず、2の判断を行うに当たっても、当該児童生徒が各種競技大会等に参加する教育的効果や活動状況を具体的に把握できるよう、児童生徒の活動等に関する事項を記載した書面の作成を依頼するなど各競技団体等と必要な意思疎通を図ること。
- 4 校長は、2の判断を行った場合には、判断の理由を当該児童生徒の保護者に対して丁寧に説明するなど、保護者と適切に意思疎通を図ること。

【本件連絡先】

スポーツ庁競技スポーツ課
電話：03-5253-4111（内線 2679）

【Q & A】

Q 1 ある生徒から〇〇という競技の全国大会に県代表として参加したいので「出席」扱いを認めてほしい旨の申出がありました。

しかし、〇〇という競技については、近隣の市町村や学校ではほとんど行われておらず、学校部活動で行われている競技以外の競技について出席扱いを認めた前例もないため、「地域性」や「前例」を理由に申出をお断りしようと思います。問題ありませんか。

- 「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について（通知）」（平成27年10月30日付け27ス庁第142号スポーツ庁次長・文部科学省初等中等教育局長通知）に基づき、オリンピック・パラリンピック以外の競技についても、各種競技大会等への参加が教育上有意義であるなど一定の要件を満たす場合には、「出席」扱いとすることができるとされています。
- このため、校長は、このような申出があった場合、「地域性」や「前例」を理由とせず、通知の定める取扱に従って、競技の種類の如何に関わらず、各種競技大会等への参加が教育上有意義であるかどうかを個別具体的に判断する必要があります。

Q 2 △△という競技については、その内容をよく知りませんが、遊びのようなものではないでしょうか。そのようなものに、学校活動の一環として参加させることはできないのではないのでしょうか。

- 本通知に示しているとおり、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけでなく、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するなど、教育的効果は極めて大きいものと考えられます。
- また、本通知において用いる運動競技という用語は、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等といった観点から、一定の規則に従って、速力・技能などを競う身体活動を幅広く含むものであり、例えば、舟艇、車、ボード類及びそりその他の様々な器具（発動機を動力として要するものを含む）を用いる競技も含むことに留意してください。

- 児童生徒から、各種競技大会等への参加や「出席」扱いに関する相談があった場合で、校長が各種競技大会等への参加が教育上有意義かどうか判断する場合には、通知の定める取扱いに従って、責任ある判断を行うことができるよう、必要な情報の収集に努めることが求められます。
- 例えば、当該児童生徒や保護者から当該活動に参加する教育的効果について聞き取りを行うとともに、書面を徴することをはじめとして各競技団体等と必要な意思疎通を図るなどの方法が考えられます。

Q 3 ある児童生徒とその保護者から、「近隣の□□市では「出席」扱いが認められたのだから、自分たちも「出席」扱いを認めてほしい」と申出がありました。このような場合、必ず「出席」扱いを認めなければならないのでしょうか。

- 本通知及び本事務連絡に示しているとおおり、校長は、体力に優れ、著しく競技水準の高い児童生徒から各種競技大会等への参加について申出があった場合、①児童生徒の各種競技大会等への参加に伴う教育的効果を適切に把握した上で、②当該児童生徒の心身の発育・発達の状況、③当該児童生徒の学校教育上の状況等を総合的に勘案し、児童生徒の各種競技大会等への参加が教育上有意義であるか否かを判断することが必要です。
- 個々の児童生徒に関する②・③に示した状況は、児童生徒毎に異なることが想定されるとともに、校長による判断は個々の児童生徒の置かれた状況を適切に踏まえた上で個別具体的に行われる必要があることから、単に他の地方公共団体や学校で他の生徒について「出席」扱いが認められたことのみをもって、申出のあった当該児童生徒についても自動的に「出席」扱いを認めるという運用は不適當であると考えられます。
- 逆に、近隣の地方公共団体や学校において、「出席」扱いを認めた事例がないということのみをもって、「出席」扱いを認めないとするのが不適當であることについては、Q 1 に対する回答で説明したとおおりです。

Q 4 学校の勉強に遅れないように、大会や強化合宿等に参加する児童生徒に、一定の課題を与えることは差し支えありませんか。

- 一般に、児童生徒の学習状況に応じて、必要に応じ、一定の課題を与えたり、補習等の機会を設けることは差し支えありませんが、その際には、児童生徒が競技等に参加する状況を競技団体等を通じて適切に把握するなど、与える課題が児童生徒にとって負担過重なものにならないよう配慮することが求められます。